

大阪デザインセンター会員並びに施設利用規約

一般財団法人大阪デザインセンター（以下「ODC」という。）は、ODCの会員について、並びに船場センタービル2号館1階101-105号のODC施設およびレンタルスペース（以下「当施設」という。）及び船場センタービル4号館2階のレンタルスペースの利用について、以下の通り規約を定めます。

第1章 会員

（会員募集の目的）

第1条 ODCは以下の項目を目的として事業実施するため会員を募集します。

- （1）デザインビジネスの振興
- （2）デザイン人材と企業・自治体・団体の交流
- （3）デザインを軸とした人材育成
- （4）デザインプロジェクトの推進

2 会員は前項におけるODCの目的に賛同し、ODC及び他の会員と共に、デザインに関する諸事業に主体的に参画するよう努めるものとします。

3 会員は、本規約に定める各種特典を受けることができます。また、第2章に定める規定に従い、原則として会員専用とする当施設を利用することができます。

（会員）

第2条 会員は、デザイン等クリエイティブ産業に携わる人、もしくはデザインに関心がある、またはクリエイターとの協業を目指す人で18歳以上とします。

（入会手続き）

第3条 入会を希望する者は、ODCのWebサイト（<https://www.osakadc.jp/>）より必要事項を入力し、入会申請を行うものとします。

2 申請受領後、ODCは、ヒアリング面談（オンライン可）を経て、入会決定の通知を行い、登録手続きを案内します。

3 会員は、当施設への初回来館時に、本人を確認できる資料（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）を提示し、ODCはWEB上での申し込み内容との照合により申し込み本人であることを確認の上メンバーズカードを発行します。

4 会員は、別表1「会費等一覧」に規定するとおり、入会金、月会費ならびに利用料をクレジットカード決済もしくは、請求書払いを選択し、支払うものとします。

5 入会手続き完了当日から会員資格は有効となります。

6 クレジットカード払いの場合の月会費は、入会月の翌月分よりクレジットカードにより決済します。ただし、引き落とし日は、各クレジットカード会社の定めるところに従って確定します。

7 請求書払いの場合の会費は、入会月の翌月分から ODC が定める振り込み期日までに支払うものとします。

(退会)

第4条 会員は、退会を希望する場合、ODC 指定の退会届を提出することによって退会申請をすることができます。

2 会員は、退会手続終了日をもって会員としての一切の権利を失い、当施設および付随するサービスを利用できなくなります。

3 会員は、退会日までに ODC に対する全ての債務を弁済することとします。ただし、退会日までに精算の完了しない債務については、退会日以降に ODC の請求に基づき弁済するものとします。

(反社会的勢力排除の確約)

第5条 会員および同伴者は、暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配、もしくは実質的に関与していると認められる関係を有すること

(2) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもち、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(4) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第2章 (当施設の利用)

(営業時間等)

第6条 当施設の営業時間および定休日は、原則として以下の通りとします(以下「営業時間」という。)

営業時間：平日 9時30分～19時 (入館は18時30分まで)

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始、夏期休業

2 やむを得ない事情により営業時間の変更や臨時の休業日を設ける場合、または全館を使用するイベントを開催する場合には、ODCは会員に対し、当施設への掲示またはWebサイト上でその旨を告知するものとします。

(メンバーズカード)

第7条 会員には本施設のメンバーズカードを発行します。

2 メンバーズカードは、当施設設置のプリンター複合機利用のカードキーを兼ねます。また、会員が提携機関のサービスを受ける場合には、メンバーズカードを提示するものとします。

3 会員は、第三者にメンバーズカードを貸与することはできません。メンバーズカードの貸与・盗難その他、理由の如何を問わず、第三者がメンバーズカードにより本施設等を利用した場合には、その利用代金の支払いを含む全ての責任は、当該会員が負うものとします。また、メンバーズカードを紛失・盗難その他の理由により使用できなくなった場合は、速やかにODCへ申告するものとします。

4 ODCは、会員が以下のいずれかに該当した場合、メンバーズカードを無効にすることができるとします。

(1) 退会するとき

(2) 月会費ならびに利用料を滞納したとき

(3) 上記以外で、ODCが必要と判断したとき

5 会員がメンバーズカードを破損・紛失した場合、ODCは別表2「その他料金一覧」に定める手数料を申し受けたうえ、再発行します。

(サロン利用資格)

第8条 会員は、会員一人につき3名まで会員以外を同伴して入館・利用することができます。ただし、18歳未満の入館・利用は原則として不可とします。

(入退館)

第9条 会員は、入館および退館時には、受付にてODCが定めたQRコードを用いてチェックインするものとします。

2 会員の同伴者は、入館時に別途利用登録を必要とします。

(施設におけるサービス内容)

第10条 会員が当施設において利用できるサービスは以下のとおりとします。なお、ODCは、必要に応じて、当施設および当サービスの内容を変更・中止できるものとします。

(1) 無料サービス

①インターネット回線

- ②フリースペース
- ③フリードリンク
- ④貸しロッカー（一時使用）
- ⑤個人用ブース（要予約、原則2時間以内）
- ⑥2人用個室、4人用個室（要予約、原則2時間以内）

(2) 有料サービス（別表2「その他料金一覧」参照）

- ①プリンター複合機（コピー、プリントアウト、スキャン）
- ②レンタルスペース（2号館、4号館）（別途申込要）
- ③住所利用サービス（別途申込要）
- ④貸しロッカー（月ぎめ）（別途申込要）

（プリンター複合機利用サービス）

第11条 会員が当施設内に設置するプリンター複合機（以下「複合機」という。）を利用するためには、貸与したメンバーズカードを使用します。

- 2 会員は、複合機を利用する場合、ODCが定める複合機利用料（別表2「その他料金一覧」参照）を、原則として使用実績の実費を翌月に請求します。
- 3 会員は、故意、過失により複合機を毀損、汚損、紛失した場合、ODCに対してその損害の賠償をすることとします。
- 4 会員が複合機を利用するにあたり、会員の操作ミス、コピー機の利用不能、故障、その他ODCの責によらず複合機が利用できなかったため、会員に損害が生じた場合でも、ODCは会員に対してその損害を賠償しません。
- 5 一度に大量のコピー・プリントアウトをすることは、機器の故障・他の会員の迷惑につながるため禁止します。

（専用スペースの利用）

第12条 個人用ブース、2人用個室および4人用個室は会員マイページの予約フォームによって予約した上で利用するものとします。

- 2 予約キャンセルは使用開始60分前までに会員マイページ上で行うものとします。
- 3 利用開始時刻を30分経過しても利用されない場合は、キャンセルしたものと見なします。キャンセル処理なく利用されない場合は、次回以降の予約をお断りする場合があります。
- 4 個人用ブース、2人用個室および4人用個室には、防音設備がないため、周りの会員への配慮をした上で利用するものとします。

（レンタルスペース2号館、4号館の利用）

第13条 会員は3カ月前から予約した上、有料で利用することができます（別表2「その他料金一覧」参照）。

2 利用予約は、会員マイページの予約フォームから予約し、ODCの承認を待って使用できるものとします。利用料は原則としてODCが発行する請求書により、期日までに支払うものとします。原則として、事前に決済（前払い）するものとします。

3 利用料は別表2「その他料金一覧」で定めます。

4 インターネット回線は利用料に含まれます。

5 予約時間は準備・撤収の時間も含めて予約し、利用は予約終了時間を限度とします。予約時間内に室内の原状回復を行ったうえで退室するものとします。

6 利用日の30日前以降のキャンセルについては、キャンセル料が発生します（別表2「その他料金一覧」参照）。

（住所利用サービス）

第14条 住所利用サービス（有料、別表2「その他料金一覧」参照）を利用する会員は、当施設の住所を本店登記および名刺等への記載に利用することができます。使用できるのは住所のみで、当施設の電話番号は記載できません。

（住所の利用範囲）

第15条 貸与した住所は以下の各号の目的で利用することはできません。

（1）生活の拠点としての表示、又は公的な住民登録住所としての利用

（2）個人名義の銀行口座及びクレジットカードの申込住所としての利用

（3）その他、犯罪を目的とした利用及び公序良俗や法令に反する利用

（法人登記の注意事項）

第16条 会員は住所利用サービスを利用して登記を行う場合、業種ごとに法令、規則が異なるため、会員自身で調査・確認の上、手続きを行うこととします。

（郵便受け取り）

第17条 当施設では、貸与した住所宛の郵便物を個別ポストにて預かることとします。

ポストに保管できるのは、33×30×3cm以内とします。転送は不可とし、定期的に会員自身が当施設に来館し、持ち帰ることとします。なお、以下の各号に該当するものは受け取れないこととします。

（1）通常書類ではないもの

（2）現金書留

（3）代引き、着払いの配達物

（貸しロッカー）

第18条 月ぎめ貸しロッカー（有料、別表2「その他料金一覧」参照）を利用する会員

は、鍵番号を自身で設定し、管理することとします。保管物に関し、ODCでは紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとします。貴重品（現金、重要な物品）、腐敗変質品・破損し易いもの、強い臭いを放つもの、危険物などの保管は禁止します。また、郵便受取のポストとしては利用できません。

2 貸しロッカー（一時利用）を利用する会員は、保管の荷物は当日中に持ち帰ることとし、日をまたいで使用することはできません。

（館内での飲食）

第19条 当施設内での食事は、原則としてカフェスペースのみ可能とします。それ以外のスペースでは、飲料・菓子類のみ可能とし、アルコール類の持ち込みは禁止します。イベント後の交流会パーティなど、事前にODCに届け出た場合はこの限りではありません。ただし、いずれの場合においても、強い臭いを放つもの、飛散させる恐れのあるものの持ち込みは禁止します。持ち込まれた飲食物によって著しい汚れが生じた場合は、ODCは清掃代の実費を請求します。

（禁止行為）

第20条 ODCは、会員が本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を禁止します。また、本規約、諸規程および次の各号の定めの一つに違反した場合（これら規約等に定めが無くとも、本サービスの利用に際し、ODCまたは他の会員に対する迷惑行為があるとODCが判断した場合も含む。）に、違反の是正を求めたにも関わらず、相当期間内に当該会員がその違反を是正しないときには、当該会員の利用資格を剥奪し、当施設からの退去を求めることができるものとします。また、当該会員はODCに対して、ODCが被った損害相当額（直接的な損害のほか、間接的な損害や逸失利益を含む。）を賠償するものとします。

- （1）危険物・発火物の持ち込み
- （2）音、振動、臭気等を発し、他に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み
- （3）動物の持ち込み
- （4）当施設内での喫煙
- （5）許可を得ない撮影、データの窃盗、盗聴
- （6）当施設の共用部分を占有することまたは物品を置くこと
- （7）ゴミを持ち帰らず放置すること（可燃ごみ、缶・ペットボトルは各自で所定の場所に廃棄すること）
- （8）公の秩序、風俗を乱す恐れがあると認められる行為
- （9）詐欺やマルチ商法などの悪質商法と推定される行為
- （10）宗教活動および政治活動等と推定される行為

- (1 1) 当施設内にて ODC に事前の承認を得ない営業行為
 - (1 2) 当施設内で小売業や医療業など、第三者の頻繁な出入りを伴う可能性のある事業を行うこと
 - (1 3) 性風俗関連の事業を行うこと
 - (1 4) 賭博およびギャンブルに関連する事業を行うこと
 - (1 5) 申込書の記載内容と大きく異なるイベント
 - (1 6) 第三者への無断での転貸
 - (1 7) 諸官公庁への届出・許可等申請必要事務処理を怠った営業
 - (1 8) ODC または当施設の名誉または信用を傷つける行為
 - (1 9) ODC および他の利用者および第三者に不安を覚えさせ、または迷惑を及ぼす行為
 - (2 0) その他 ODC が不適切と判断する行為
 - (2 1) 当施設の賃貸人の定めた規則に違反する行為
- 2 ODC は、会員が次の各号の一つに該当するに至った場合、何等催告を要することなく、直ちに当該会員の資格を剥奪することができます。
- (1) 会員が法人である場合において、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続等の開始の申立を行い、若しくはそれらの申立を受けたとき
 - (2) 会員が、ODC へ利用料、その他本サービスの利用に基づき発生する料金を支払わないとき
 - (3) 会員について、第 5 条に違反する事実が判明したとき
 - (4) その他前項各号に準ずる重大な事由が発生したとき
- 3 前項に定める会員資格のはく奪（会員契約解除）は、ODC から会員（会員が所属する法人を含む。）に対する損害賠償請求を妨げません。
- 4 本条第 3 項に基づき契約が解除された場合、会員 ODC に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることはできません。
- (免責)
- 第 2 1 条 ODC は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を負わないものとします。
- (不可抗力)
- 第 2 2 条 天変地異、感染症、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、輸送機関もしくは倉庫業者の保管中の事故、通信回線の事故、仕入先の債務不履行、食中毒等の疾病、当施設内での怪我その他 ODC の合理的支配が及ばない

事由等の不可抗力を原因として、当施設の業務が停止し、会員へ本サービスの提供ができなくなった場合、これにより利用者に損害が生じても ODC は一切の責任を負わないものとします。

(本サービスの提供の休止)

第23条 ODC は、次の各号に該当する場合には、会員に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。

- (1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと ODC が判断した場合
- (2) 当施設および当施設が存する建物の定期点検等が行われる場合
- (3) 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
- (4) 火災、停電、天変地異、法令およびこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他 ODC の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- (6) 関係諸官庁から中止命令がでた場合
- (7) 天災地変、感染症、事故その他 ODC の責に帰することのできない事由又はこれらの各事由に基づく ODC の決定により施設等の利用ができなくなった場合
- (8) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
- (9) 大阪市内において「震度5以上」を示す地震情報が発表され、施設等の使用についての ODC による安全確認が未了の場合
- (10) その他、会場の運営上、支障があると認められる場合
- (11) その他、ODC が運営上休止する必要があると認めた場合

2 ODC が前項の規定に従い本サービスの提供を休止する場合、会員は、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

(本サービスの提供の終了)

第24条 ODC は、会員に対し、事前に通知することによって、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。

2 会員は、ODC が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、本サービス提供の継続および本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

3 ODC が本条第 1 項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、同条同項で定める通知がなされた日が属する月の翌月末日をもって、本サービスの提供は終了するものとし、

(損害賠償)

第 25 条 会員は、本サービスの利用に際し、もっぱら自己の責に帰すべき事由により ODC、他の会員に損害を与えた場合には、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、ODC には一切迷惑をかけないものとし、

(個人情報)

第 26 条 ODC は、本サービスの申込または利用等を通じて知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という。)について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、

2 会員は、会員の個人情報を ODC が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとし、

- (1) 会員より依頼を受けた各種サービスを当該会員に対して提供するため
- (2) 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
- (3) 本サービスその他 ODC の取扱品(消費材等)の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- (4) 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- (5) 関連サービスや商品の情報を提供するため

(会員の物品管理)

第 27 条 当施設内での会員の物品(以下「私物」という。)の管理は、会員自身の判断と責任の下で行うものとし、ODC は、当該物品(貸ロッカー内の物品を含む。)について、紛失、盗難、滅失および毀損等に関する一切の責任を負わないものとし、

2 ODC は、当施設内に残置されたままの私物(忘れ物や遺失物を含む。)については、ODC の裁量で任意の方法による処分することができるものとし、

第 3 章 その他

(協議事項)

第 28 条 本規約の解釈に疑義が生じ、または本規約に定めのない事由が生じたときは、ODC および会員は、誠実に協議の上、解決するものとし、

(準拠法等)

第 29 条 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

2 本規約に関する一切の訴訟は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約等の追加変更)

第30条 ODCは、その裁量で本規約および諸規程を随時変更できるものとします。

2 本規約および諸規程を変更した場合、ODCのWebサイト等で告知するものとします。

3 ODCのWebサイトに変更後の本規約および諸規程を掲載した後に、本サービスを利用した会員は、当該変更に同意したものとします。

付則

1 本規約は、2021年12月16日から施行します。

2 本規約の改定は、必要に応じてODCが行います。

3 本規約の施行に関し、必要な事項はODCが別に定めます。

4 ODCが本規約を改定した場合には、会員は、改定日以降、改定後の本規約に従うものとします。

改訂

2022年1月5日改訂

2022年2月16日改訂

2022年4月1日改訂

2022年9月12日改訂

2023年3月1日改訂

2023年4月1日改訂

別表1 「会費等一覧」

入会金	月会費	特典
5,000 円 (不課税)	5,000 円 (不課税)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 名同伴可能 (追加料金なし) ・ プリンター複合機使用 (実費) ・ レンタルスペース (2 号館、4 号館) 50%OFF ・ 各種講座割引 ・ 提携企業の各種割引 ・ ビジネスマッチングサポート ・ 会員情報発信 他

別表2 「その他料金一覧」 (消費税込み)

種別	料金
コピー・プリントアウト料金 (A4、A3) (税込)	白黒 1 枚 10 円、カラー 1 枚 30 円 翌月に実費を請求。
住所利用 (ポスト)	5,500/月 (会費と一緒に請求)
貸しロッカー (月ぎめ)	2,200/月 (会費と一緒に請求)
レンタルスペース 2 号館料金 (税込) ※利用可能時間：平日 10 時～19 時まで	1 時間ごと 8,800 円 10 時～19 時 (終日利用) 66,000 円 ※会員は、上記の半額となります。 ※利用時間は、設営・撤去の時間も含まれています。余裕をもった予約をお願い致します。超過については、1 時間分の料金をいただきます。 ※プロジェクター、マイクなどの備品の料金は web サイトをご覧ください https://www.osakadc.jp/rentalspace2/
レンタルスペース 4 号館料金 (税込) (船場センタービル 4 号館 2 階) ※利用可能時間：平日 10 時～19 時まで	1 時間ごと 5,500 円 10 時～19 時 (終日利用) 33,000 円 ※会員は、上記の半額となります。 ※利用時間は、設営・撤去の時間も含まれています。余裕をもった予約をお願い致します。超過については、1 時間分の料金をいただきます。

	<p>※プロジェクター、マイクなどの備品の料金は web サイトをご覧ください https://www.osakadc.jp/rentalspace4/</p>
<p>レンタルスペース キャンセル料 ※税込金額を基に算出する</p>	<p>1 か月前から 10% 2 週間前まで 20% 1 週間前まで 50% 前日まで 80% 当日 100%</p>
<p>メンバーズカード（複写機利用カード） の紛失・既存による再発行の場合</p>	<p>再発行手数料 1,100 円（税込）</p>